

監査報告書

平成30年6月5日

社会福祉法人伊賀市社会事業協会
理事長 西岡時彦様

監事 竹内佐子
監事 窪田朱子
監事 古庄憲之

社会福祉法第45条の18及び社会福祉法人伊賀市社会事業協会定款第19条に基づき、平成29年度における監事監査を下記のとおり実施したところ、次のとおりであったので報告いたします。

記

1. 実施日時 平成30年6月5日(火) 10時より13時まで
2. 実施場所 法人本部事務局 会議室
伊賀市朝屋739番地の2
3. 出席者 理事長 西岡時彦 常務理事 藪内 勝
(本部事務局)
事務局長 谷 直也、事務局次長 佐治よし子、山下貴史
統括主任 町野章学、事務員 木戸秋比人
有限責任監査法人トーマツ 公認会計士 額瀨和雅、利行 淳

4. 監査方法及び内容

- (1) 各監事は、理事及び関係職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び関係職員等からその職務の執行状況についての報告を受け、必要に応じて説明を求めました。併せて、決裁書類等を閲覧し業務及び財産の状況を監査いたしました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、且つ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。加えて、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」(社会福祉法施行規則「昭和26年厚生省令第28号」第2条の33各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算関係書類(計算書類及びその附属明細書)並びに財産目録について、法令及び定款に従い監査いたしました。

5. 監査結果

監査事項	意見	指摘事項等
理事の業務執行状況	適正・概ね適正・一部改善を要す	
事業報告及び附属明細書	適正・概ね適正・一部改善を要す	
計算関係書類及び財産目録	適正・概ね適正・一部改善を要す	
会計監査人「有限責任監査法人トーマツ」の監査方法及び結果	適正・概ね適正・一部改善を要す	
総括	認定・不認定	

指摘事項等
